

前回ワーキンググループ(2022.4.27)

R4.11.09WGヒアリング
浜松市提出資料
②無医地区における巡回診療の
充実について



規制改革項目 中山間地域における定期的な巡回診療の日数拡大について

内容 巡回診療の日数制限を拡大し、開設手続きを不要とする。

浜松市の主張

- 中山間地域では、医療機関の減少などから医療の確保が課題となっており、廃校や集会所等を活用して巡回診療を実施したいが、週に2日以上行くと、その場所に診療所を開設する必要が生じる。
- 診療所の開設は負担が大きいため、診療所を開設しなくて済むよう、日数を拡大してほしい。
- 週2日以上で診療所を開設した場合でも、週2日未満で診療所を開設しない場合でも、医師が提供する医療の内容や安全面などは何ら変わりはない。

厚生労働省の見解

- 現行の制度では、定期的に巡回診療の予定が組まれている場合、診療所の開設手続きをもって、構造要件や安全管理体制を確認することになっている。**巡回診療と診療所の開設の違いは、この確認の有無の1点。**

WG委員の指摘

- 日数を拡大しても、診療所での通常の診療に問題はないと言えるか(2頁で説明)。
- 日数の拡大に際し、安全基準を明らかにすべき(3・4頁で説明)。
- 高齢の医師がギリギリの状況で診療を実施している。いまの規制に拘り、巡回診療の回数を確保できなければ、住民サービスは低下する。
- 地域医療への影響、住民サービスにとってのメリットを検証する上でも、厚労省は、提案が可能となるよう再度検討を。

通常診療への影響

- 医療機関への聞き取り調査によると、毎年1～2割外来患者数が減少していることから、通常診療に余力のある医師に、巡回診療の協力を求めていくことになる。
- 巡回診療の日数拡大にあたっては、地元医師会と、巡回診療を実施する地域、医師及び日時について調整を行い、通常診療に影響のないことを確認していく。

患者への影響

- 診療所での診療日数は減らさず、午前又は午後に巡回診療に出かけるパターンを想定していることから、通常診療の受診機会は確保されている。

その他（地元医師の意見）

- 以前A地区（現在無医地区）に出張し、診療していたが、診療時間は午前中の2時間程度だったため問題は生じなかった。
- 診療所での通常診療に加えて、公民館等での巡回診療を組み合わせることにより、医療提供体制が充実するのではないか。

診療所を開設せずに週2日以上巡回診療を行う場合、以下の代替措置を講じることにより、診療所開設と同等の安全を確保する。

医療法が求める構造要件

➤ 診療所は、清潔を保持するものとし、その構造設備は、衛生上、防火上及び保安上安全と認められるようなものでなければならない。
(医療法第20条)

➤ 診療の用に供する電気、光線、熱、蒸気又はガスに関する構造設備については、危害防止上必要な方法を講ずること。
(医療法施行規則第16条第1号)

➤ 火気を使用する場所には、防火上必要な設備を設けること。
(医療法施行規則第16条第15号)

➤ 消火用の機械又は器具を備えること。
(医療法施行規則第16条第16号)

代替措置(案)

➤ 巡回診療医が公民館等の施設管理者(以下「施設管理者」という。)に対し、清掃・消毒の実施、使用期限内の消火器の設置、利用時間外の施錠等について指示することで、衛生、防火、保安上の安全を確保する。

➤ 巡回診療医が施設管理者に対し、診療の用に供する電気やガス等の構造設備の点検等の実施について指示することで、危害防止上必要な措置を講ずる。

➤ 巡回診療医が施設管理者に対し、使用期限内の消火器の設置を指示する。

医療法が求める安全管理体制

管理責任者の明確化

- 医師法の規定による登録を受けたものでない者が診療所を開設しようとするときは、都道府県知事の許可を受けなければならない。(医療法第7条)
- 診療所の開設者は臨床研修等終了医師に、これを管理させなければならない。(医療法第10条)
- 診療所を管理する医師は他の診療所を管理しない者でなければならない。(医療法第12条第2項)

医療の安全の確保

- 診療所の管理者は、勤務する医師その他の従業員を監督し、その管理及び運営につき、必要な注意をしなければならない。(医療法第15条)
- 病院等の管理者は、省令で定めるところにより、医療の安全を確保するための指針の策定、従業員に対する研修の実施その他の当該病院等における医療の安全を確保するための措置を講じなければならない。(医療法第6条の12)

代替措置(案)

- 巡回診療実施計画で責任者を明確化済み
巡回診療の医療法上の取り扱いについて
(昭和37年6月20日医政局長通知)抄

イ 開設の場所に代えて、おおむね三箇月から六箇月までの期間毎に巡回診療を行なう場所並びに各場所毎の医師又は歯科医師である実施責任者の氏名及び診療を担当する医師又は歯科医師の氏名及び担当診療科目を記した実施計画を提出させること。
これを変更したときも同様とすること

- 巡回診療を実施する巡回診療医は、巡回診療を実施する際の医療の安全を確保するための指針を策定するとともに、従業員に対する研修等を行う。

診療所開設の際の負担について

診療所開設をすれば、巡回診療医個人に以下のような負担が生じる。(以下例)

		診療所開設	巡回診療
開設前手続き	診療所開設	許可・開設届 (開設場所・管理者名等を記載のほか、敷地面積の見取り図・定款等の添付が必要)	不要 巡回診療実施計画に代える (巡回場所・管理者名・巡回日時等を記載)
	保険医療機関の指定申請	指定申請・指定適格確認 (保険医の登録・法人登記簿等)	不要
	管理者兼任許可申請	許可申請書	不要(巡回診療実施計画にて管理者を明記)
その他	開設費用	<ul style="list-style-type: none"> レセプトコンピューター及びカルテシステムの導入費用(3,000千円、毎年保守管理費用1,000千円) 必要に応じて改修工事・看板設置費用(300~1,000千円) 通信費用(100千円) 	不要
	レセプト対応	個別診療所として処理	巡回診療を実施する診療所(本院)のレセプトとして処理
	医療安全の確保	<ul style="list-style-type: none"> 安全管理のための委員会設置 職員研修の実施等 	不要 (巡回診療を実施する際の指針策定及び職員研修実施の代替措置を提案)
	医療機関情報報告	書面もしくは電子媒体による情報の閲覧	不要(形態に拘らず柔軟な方法で関係者に提示)

巡回診療の医政局長通知について、臨時的・特例的な措置を講じる事務連絡が発出済み。

新型コロナウイルス感染症に係る検査並びにワクチン及び治療薬の治験体制整備のための医療法上の取扱いについて(令和3年10月4日医政局総務課長ほか3課長の連名事務連絡)

1. 巡回診療として実施する場合の医療法上の取扱いについて

新型コロナウイルス感染症の検査体制並びにワクチン及び治療薬に係る治験体制の整備のため、コロナ検査及び経過観察を巡回診療として行う場合は、「巡回診療の医療法上の取扱いについて」(昭和37年6月20日医発第554号厚生省医務局長通知。別添参照)で定める「医療法の運用上特別の処置を講じてその実施の円滑化をはかることが適当であると考えられる」場合に該当するため、当該通知に沿い、取り扱って差し支えないこと。この場合における上記通知の取扱いについては、

・コロナ検査及び経過観察については、一定の継続した期間実施することが想定されることから、別添記第一の二の「移動診療施設以外の施設を利用して行なわれる巡回診療であって、定期的に反復継続(おおむね毎週二回以上とする。)して行なわれることのないもの又は一定の地点において継続(おおむね三日以上とする。)して行われることのないもの」とする要件は、柔軟に取り扱って差し支えないこととすること

(以下、略)

コロナ禍での特例事務連絡と同趣旨の規定を盛り込むこととし、具体的には以下のとおり通知を改正することを提案する。

現行通知(一部抜粋)

- 第一
- 二 移動診療施設以外の施設を利用して行なわれる巡回診療であって、定期的に反覆継続(おおむね毎週二回以上とする。)して行なわれることのないもの又は一定の地点において継続(おおむね三日以上とする。)して行なわれることのないもの。
- 第二
- 二
- (四) 巡回診療を行なうにあたっては衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。

改正案

- 第一
- 二 移動診療施設以外の施設を利用して行なわれる巡回診療であって、定期的に反覆継続(おおむね毎週二回以上とする。ただし、地域の実情に応じて、診療所の開設が困難な場合は、柔軟に取り扱って差し支えない。)して行なわれることのないもの又は一定の地点において継続(おおむね三日以上とする。)して行なわれることのないもの。
- 第二
- 二
- (四) 巡回診療を行なうにあたっては衛生上、防火上及び保安上安全と認められる場所を選定し、かつ、清潔を保持するよう留意させること。なお、第三者が管理する施設を使用する場合は、安全の確保状況等について、施設管理者に対して十分確認を行うこと。